

事務連絡

平成21年5月29日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について（追加）」  
の一部改定について

平成21年5月20日付け事務連絡「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について（追加）」（厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）（以下、「5月20日付け事務連絡」という。）を发出していたところですが、平成21年5月22日、新型インフルエンザ対策本部において、「基本的対処方針」、「『基本的対処方針』等のQ&A」及び「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」（以下「運用指針」という。）が決定されました。

これに伴い、5月20日付け事務連絡の別紙（社会福祉施設等（入所サービスを行う施設等に限る。）での対応について Q&A）については、運用指針に即し地域ごとの対応を加えるなどの改定を行うこととしますので、十分に留意するとともに、管内市町村及び関係機関等への周知徹底を図るようお願いいたします。また、同事務連絡の本文のうち、「「確認事項」Q&A」（平成21年5月16日新型インフルエンザ対策本部幹事会）は、「「基本的対処方針」等のQ&A」（平成21年5月22日新型インフルエンザ対策本部）と読み替えていただくようお願いいたします。なお、今回の改定は本文及び別紙についてのみであり、別表については変更がない旨申し添えます。